平成２１年（フ）第８３３号
東京都昭島市福島町998番地都営東中神アパート５棟204号
債務者　小田　正博
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第８３７号
東京都昭島市福島町998番地都営東中神アパート５棟204号
債務者　小田　文江
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２２０号
広島県福山市藤江町甲3558番地２、旧住所広島市西区楠木町４丁目16番13―304号
債務者　神原　智也
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第２５１号
広島県福山市手城町４丁目19番５号
債務者　石口　照子
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成21年９月25日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第８１０号
東京都昭島市拝島町３丁目10番５―201号
債務者　蕪木　邦義
1　決定年月日時　平成21年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月30日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第４２号
秋田県由利本荘市鳥海町上川内字外山39番地２
破産者　豊島　　豊
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第３５号
秋田県由利本荘市前郷字前郷193番地
破産者　植村真喜子
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第４２号
秋田県由利本荘市宮沢字宮沢６番地
破産者　伊藤　健一
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成１９年（フ）第９６号
東京都練馬区下石神井２丁目25番９号阿部敬悦方
破産者　沓澤　一宏
1　決定年月日　平成21年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２０年（フ）第１０７０号
千葉県浦安市明海１丁目３番　夢海の町３号棟902号、破産開始決定時の住所福岡市南区中尾１丁目23番３号
破産者　前田　慶弥
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第２８７４号
福岡県春日市ちくし台４丁目７番地
破産者　岡野　壮一
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第３１１０号
福岡市早良区有田６丁目13番27―101号
破産者　箱田　　清
1　決定年月日　平成21年８月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第７４号
広島県三次市廻神町1220番地２
破産者　二井岡明美
1　決定年月日　平成21年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２０年（フ）第１１５号
秋田県大仙市刈和野字愛宕町31番地８
破産者　加藤　千尋
1　決定年月日　平成21年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２０年（フ）第２４４６号
横浜市栄区公田町1605番地、開始決定時の住所横浜市栄区庄戸５丁目13番18号
破産者　松永　賢司
1　決定年月日　平成21年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第６２７号
愛知県豊田市古瀬間町鳥ケ峯371番地87、開始決定時の住所愛知県豊田市御幸本町１丁目196番地パレスみゆき805号
破産者　荒田　裕子
1　決定年月日　平成21年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１７２号
愛知県豊田市豊栄町１丁目119番地１　サニーコート豊栄201号
破産者　松本三樹雄
1　決定年月日　平成21年８月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係